

「支障等のある残存事案に対する今後の財政的な支援のスキームについて（案）」の考え方

1. 支援の必要性

(1) 支援についての考え方

累次の廃棄物処理法改正により規制強化等を行い、その結果、都道府県等における監視指導の強化や各種施策の推進、産業界における適正処理の取組の強化などと相まって、不法投棄等事案の件数や量は減少傾向。

しかし、産業廃棄物処理には構造的問題が存在しているため、不法投棄等事案を根絶することは難しく、支援が必要な事案は今後も発生する可能性。

支障除去等については、行為者等の責任で速やかに行わせるのが原則であるが、行為者等が不明等の場合、行政が代執行により支障除去等事業を実施。

しかし、都道府県等が代執行の着手に遅れれば、支障のおそれや支障除去等の費用の増大が懸念されるため、迅速に支障除去等を実施できるよう支援を行う必要。

(2) 現在支援の候補となっている 15 事案の見込み

平成 22 年度からの 3 年間で支援を行うこととなった 15 事案のうち、3 事案は平成 22 年度中に支援を実施。その他 12 事案のうち 3 事案は平成 23 年度中に支援が実施又は決定され、さらに数事案は平成 24 年度中に支援が決定される見込み。

平成 24 年 3 月 9 日現在で、平成 23 年度以降の支援必要額は 28.4 億円程度の見込みであるのに対し、平成 23 年 3 月末現在の基金の支援可能残額は約 17.2 億円で、平成 23 年度以降さらに 11.1 億円程度の積増しが必要な見込み（資料 4 参照）。

平成 23 年度については、現状では支援に必要な額が不足しないものと考えられるが、15 事案すべてを支援するためには、平成 24 年度末の時点では 6.4 億円程度不足する見込み。

ただし、一部の事案については平成 25 年度以降の支援となることが考えられることなどから、平成 24 年度中は基金に不足は生じない見込み。

15 事案のうち支援が未決定のものについては、平成 25 年度以降は新たな支援スキームによる支援の対象とする。

2. 今後の支援

(1) 支援の見込み

今後の支援については減少していくと考えられるが、年度による件数のばらつきが見られることから、数年先の支援件数を事前に推計することは困難であり、また、不法投棄等事案の規模はさまざまであることから 1 件あたりの事業費を見込むことは困難。

しかし、都道府県等から情報を得ることにより、翌年度分の支援見込額について推計することは可能。

(2) 支援の対象

今後は、都道府県等が行った行政対応について十分な検証を行い、行政対応に次のような大きな問題があることが確認された場合、支援の対象としない。

- ・ 不法投棄等の事実を把握しながら行政措置がきわめて不十分であった事案
- ・ 支障等があるにもかかわらず行為者に対して強制力を持たない行政指導を継続させることによって、状況に改善が見られないまま措置命令の発出までに多くの時間を費やしたような事案
- ・ 措置命令を発出したにもかかわらず行為者による撤去の口約束を安易に受け入れて事態の改善に向けた対応をしないまま何年もの時間を費やし支障も顕在化していないような事案

(3) 支援の仕組

あらかじめ支援に必要と思われる金額を安定的に確保することができる現在のような基金制度を設けておくことは支援に適した仕組。

基金への出えんについては、今後は、翌年度に見込まれる支援に必要な額とする。

また、基金の積立額については、今後は、翌年度に見込まれる支援額と過去3年間で最も支援規模が大きかった事案における事業費（約5億円）に対応できる額の合計額とする。

(4) 支援の妥当性についての判断

都道府県等に支援を行う際には、支障の除去等の措置の内容、行為者や排出事業者等に対する指導や責任追及等の状況、再発防止措置等について問題のないことが支援要件。

産業廃棄物適正処理推進センター運営協議会において検討・協議を行い、支援の妥当性について判断を行った上で支援を決定しており、引き続きこのシステムの活用を検討。

(5) 支障除去等の費用

ア 支障除去等の費用の考え方

排出事業者については排出事業者責任の原則が定められているが、排出事業者から注意義務違反等がない場合、当該排出事業者による不法投棄等による支障除去等を命ずることは困難なため、排出事業者の責任を問うことのできない部分が存在。

不法投棄等の行為者や関与者、排出事業者が支障除去等や費用負担を行わない部分については、社会全体で支障除去等の費用を広く分かち合うことが適当であるため、住民の安全や健康の保持の観点から支障除去等事業を行う都道府県等と産業廃棄物を

排出する産業界、法整備を行う国とが協力して負担。

基金制度創設以降、累次の廃棄物処理法の改正等により、事業者は発生抑制や再使用、再生利用、適正処理等に取り組み不法投棄等の未然防止に貢献してきたこと、自主的な取組を進めている事業者や団体も多く見られるようになったこと、都道府県等は基金創設時と比較すると指導監督が容易になったことなどを考慮して、従来の負担割合の見直しを検討。

イ 産業界による支援についての考え方

産業界においては、社会貢献の観点から社会の安全・安心に寄与するため、都道府県等による支障除去等事業の実施を支援。

産業界からの支援は、任意で行われるものであり特に額を定めないが、支障除去等事業を実施するためにはそれに見合った事業費を確保する必要。

そのため、国においては、都道府県等からの支援要望等をもとに必要額等について整理し、支援の必要性について産業界に説明し、必要額の目安を示して出えんを依頼。

(6) 新たな支援スキームの期間

平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間については、新たな支援スキームによる支援を行い、平成 28 年度以降については、平成 27 年度までの状況を踏まえながら、基金制度の必要性も含め、必要な見直しを実施。